

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和1年8月号 vol.58



7月初め、ここ数年、恒例となったヨーロッパ旅行に行ってきました。今回の旅はバルセロナ。到着した翌日には、早速、メッシのレプリカユニフォームを買い、バル巡りをしてきました。早朝の市場で、目の前で料理してくれるお魚料理によく冷えた白ワインは格別!! やはり食の豊かな国は旅をしていて楽しいです。現地滞在がわずか三日間という旅。時間の流れにゆとりを感じるスペインの方から見たら笑われそうなお休みですが、しっかりリフレッシュしてきました。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今年、来年と相続に関する新たな制度が次々とスタートします。そのうちの一つが「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」という権利。相続における配偶者を保護するこの新制度を紹介します。

”令和2年4月1日から「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」が新設されます”

相続における配偶者を保護する制度は、配偶者の相続分を増やす案など様々な議論があったようです。結果は少し物足りない感はありますがこの2つの制度が新設されました。

①配偶者短期居住権

配偶者の一方(被相続人)が死亡した場合、他方の配偶者は、それまで住み慣れた建物に引き続き居住するのが通常です。この居住権を一定期間(最低6か月)、法的に保護する制度です。遺産分割をする財産には含まれず、相続財産としても評価はされません。

②配偶者居住権

①が短期的な居住権の保護であるのに対し、「長期居住権」として保護されるものです。この権利は登記をする義務があり、また財産的価値があるものとして遺産分割の対象になります。

配偶者の相続分が半分あったとしても、建物の評価が高い場合、建物を相続すると預貯金など他の財産に関しては取り分がほとんどないというケース。建物自体を相続せず、「配偶者居住権」という権利だけを相続(建物より大幅に評価が低くなります)することで、預貯金などの相続分も確保しながら、居住を続けられるというメリットが期待されています。

「今月の本の紹介」

「メモの魔力」

(前田 裕二 著・幻冬舎)

即、実践してみると楽しいノウハウが詰まった一冊です。日常の何気ないことを事実としてメモし、それを抽象化してとらえ、さらに具体的な行動へとつなげるということを続けていくと、日々を内省しながら生きている実感があります。日記形式ではなかなか続かない自分も、これであれば継続できそうです。メモによって、自分の思考を深め、自分を知り、自分らしい人生を歩んでいけたら素晴らしいと思います。

「気まぐれ簡単レシピ」

<厚揚げのケル焼き>

- ・厚揚げ 200g →油抜きする
- ・みょうが 2個、しそ 5~6枚 →細切り
- ・レモン汁 大2、ナンプラー 大1半、砂糖 小2
- ・にんにく 1片 →みじん切、赤唐辛子 1本 →小口(A)

- ①油揚げをケルで焼き色がつくまで焼く。
- ②焼いた油揚げを一口大にカットし、みょうが、しそを乗せる。
- ③(A)をあえる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所